



感染防止対策に取り組んでいる事業者を支援します！ 五所川原市新型コロナウイルス感染防止対策推進応援金

市では、新型コロナウイルス感染症の影響を特に受けている事業者等に対し、独自に応援金を給付し、事業の継続が図られるよう支援します。

対 象 要 件

▷令和2年12月31日以前に開業し、市内において次のいずれかの事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思があること（県外に本店を有する事業者は除く）

**タクシー業／貸切バス業／宿泊業／
飲食サービス業／旅行業／運転代行業**

▷新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年6月から令和3年2月までの間のいずれかの月の売上が前年同月比で50%以上減少した月があること

▷来訪者や従業員等の感染を防ぐため、適切な感染防止対策に取り組んでいること

▷市町村税を滞納していないこと（新型コロナウイルス感染拡大に伴い徴収が猶予されているものを除く）等

応 援 金 の 額

▷飲食店……………1店舗につき**20万円**

▷飲食店以外の業種……1事業者につき**20万円**

申 請 期 限

3月17日(水)まで

▷詳細や提出書類等については、市ホームページをご確認いただくか、下記までお問い合わせください。

▷申請様式は、市ホームページからダウンロードできるほか、商工労政課、金木総合支所、市浦総合支所で配布しています。

▷新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市役所での相談および申請は**予約制**となっています。

問い合わせ・申請先…商工労政課 内線2552

県内飲食店における新型コロナウイルス感染症のクラスター発生を踏まえ、内閣官房ホームページ(<https://corona.go.jp/prevention/>)に掲載されている最新の業種別ガイドラインを確認し、適切な感染防止策を講じた上での営業をお願いします。



申請はお済みですか？ 主食用水稲生産緊急支援対策事業費補助金

新型コロナウイルス感染症の影響で外食・中食産業における主食用米の消費需要が落ち込み、令和2年産米の価格が下落したことで大きな打撃を受けた販売農家に対し、令和3年産米の作付けに前向きに取り組む、農業経営の維持・安定が図られるよう迅速に支援するための補助金を交付します。

補 助 金 の 交 付 額

交付対象面積…令和2年度営農計画書に基づく主食用水稲作付面積で、10a未満を切捨てた面積

交付単価…**932円/10a**

交 付 額…交付対象面積に交付単価を乗じた額

▷市税を滞納していないこと（新型コロナウイルス感染拡大に伴い徴収が猶予されているものを除く）等

申 請 期 限

3月17日(水)まで

▷対象となる方には、個別に通知しています。

▷詳細や提出書類等については、市ホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。

問い合わせ・申請先…農林水産課 内線2513

補助金の対象者・要件

▷市内に住所を有する個人または主たる事業所を置く法人で、令和2年産の主食用水稲を生産・販売した農家のうち令和2年度営農計画書を提出している方